

## 東京府及び東京市関連行政文書の都指定有形文化財の指定

畑中 佳子  
東京都公文書館

### 1. はじめに

東京は、周知のとおり大正12年（1923）の関東大震災と第二次世界大戦時の空襲で二度焼け野原となっています。

こうした経緯がありながら、当館には3万冊を超える明治から昭和戦前期にかけての「東京府及び東京市関連行政文書」（以下「東京府市文書」と略記）が所蔵されています。

関東大震災時は、東京府・東京市がいち早く非常災害対策の組織を立ち上げ、庁舎の防火にあたったこともあり、幸い焼失を免れることができました（『都史資料集成』第6巻「関東大震災と救護活動」解説参照）。

しかし空襲の時はそういうわけにはいきませんでした。空襲が激しくなっていく中で、都庁舎疎開計画の一環として文書疎開が実施されました。このうち、「東京府市文書」は、埼玉県騎西町（現）と南多摩郡由木村（現八王子市）に疎開しています。由木村へ疎開した分は、一旦渋谷区若木町にあった東京都防衛局の倉庫に疎開しており、空襲の危険があるとして再疎開させたものです。若木町の倉庫に残っていた分は昭和20年（1945）5月の空襲で焼失しています。

このいきさつについては、白石弘之「書庫の不思議」（東京都公文書館『研究紀要』第3号 平成13年3月 所収）に詳述されていますのでご参照ください。

こうした先人の努力のおかげで、現在東京都文化財に指定された「東京府市文書」を今に伝える

---

畑中佳子（はたなか けいこ）：東京都公文書館史料編さん担当係長

ことができたのです。

### 2. 文書の概要

文書の概要については、すでに本誌19号に紹介していますが、改めてご紹介しておきます。

「東京府市文書」は、そのほとんどが東京府及び東京市が作成・収受した文書群です。

ただし、様々な経緯から、その中に区役所文書や町村役場文書が含まれています。

#### ア、東京府行政文書

慶応4年（1868）に東京府が開設されてから昭和18年（1943）に東京都が設置されるまで、東京府庁が作成又は収受した文書で東京府文庫（東京府庁の文書庫）に保存されていたものです。

- ・明治期 約11,700点
- ・大正期 約3,300点
- ・昭和期 約6,100点

#### イ、東京市行政文書

明治22年（1889）に東京市が設置されてから昭和18年に東京都が設置されるまで、東京市役所で作成又は収受した文書で東京市役所文庫（東京市役所の文書庫）に保存されていたものです。

- ・明治期 約1,500点
- ・大正期 約2,000点
- ・昭和期 約7,600点

#### ウ、郡役所文書

郡役所は、明治11年（1878）郡区町村編制法に基づき設置され、大正15年（1926）に廃止された役所で、東京府管内には荏原、豊多摩、北豊島、南足立、南葛飾、北多摩、西多摩、南多摩の8つの郡役所がありました。各郡役所が作成又は収受した文書は、郡役所廃止後に東京府に引き継がれ

ましたが、多くは昭和初期に廃棄されました。

- ・現存文書（7郡 - 荏原を除く） 139点

#### エ、区役所文書

区役所は、明治11年（1878）郡区町村編制法に基づき15区が設置されました。昭和7年（1932）に市域拡張により20区が新設されて35区になり、その区域は昭和22年（1947）に再編された現在の23区に重なります。

現存する文書は、明治時代の麹町、神田、芝、赤坂、本郷、下谷各区にわたりますが、そのほとんどは、麹町区役所の文書です。

- ・現存文書 264点

#### オ、編入町村役場文書

昭和7年（1932）と同11年の2度の市域拡張の際に東京市に編入された町村から東京市に引き継がれた町村役場文書です。当初は2万数千冊ありましたが、昭和18年に多くが廃棄され、人事関係文書がわずかに現存するのみです。

- ・現存文書 461点

### 3. 目録の整備

目録については、簿冊単位の目録は早くから整備されていましたが、件名単位の目録整備は一部が未完成となっています。

データ件数は簿冊目録約3万件、件名目録約140万件で、当館の公開公文書目録データのおよそ9割を占めています。

当館ホームページ上に簿冊目録のPDF ファイルを公開しているほか、館内閲覧室においては件名単位での電子データベース検索が可能です。

### 4. 文化財指定後の利用提供方法

資料の「利用提供」業務を行うにあたっては、その保存について十分な配慮をしないと破損や劣化を招くことがあります。

文化財に指定されたことにより、文化財管理者として、より保存に配慮した利用提供方法に切り替える必要が生じました。

このため当館では、原則として原本の提供は停

止し、原資料を撮影したマイクロフィルムまたはマイクロフィルムから作成した電子画像を利用に供しています。

また、意外に思われるかも知れませんが、これら文化財に指定された歴史的公文書であっても、現用公文書としての利用が少なくありません。

従来は、東京都職員による公務利用については館外貸出サービスを行っておりましたが、現在は原則として原本の貸出は停止し、マイクロフィルム等の代替物で対応しています。

利用者の利便性を低下させる措置は、なかなか理解を得にくいものですが、文化財に指定されている文書である旨を説明することで比較的スムーズに切り替えを進めることができました。

### 5. 展示普及事業での活用

公文書が文化財に指定されたことを契機として、平成16年度から東京都教育委員会の企画事業である「文化財ウィーク」に参加し、11月3日の文化の日を中心とした時期に東京府市文書を紹介する資料展示を行なっています。

これまでの企画は以下のとおりです。

平成16年度（ウィーク参加企画・他館共催）

「都市をつくる～江戸のすがた 東京のかたち」

平成17年度（ウィーク参加企画・他館共催）

「江戸城を建てる-重文甲良家の図面を読む」

平成18年度

「当館所蔵資料にみる近代鉄道の発展」

平成19年度

「所蔵史料紹介 ～旧幕引継書の世界～」

平成20年度（ウィーク参加企画）

「東京府の開庁 ～町奉行所・市政裁判所・東京府～」

これらの展示企画は、ともすれば「無味乾燥」といったイメージのある公文書が持っている、豊かな内容を紹介するとともに、「指定文化財」であるということがインパクトとなって、歴史的公文書を保存する意義を都民に理解していただく大変良い機会となっています。

6. 今後の課題

昭和43年（1968）に開館した当館は、昨年40周年を迎えて施設・設備の老朽化に悩まされています。

具体的には、空調機器の稼働が開館日の9時から17時までに限られるため、書庫内温湿度の日較差が大きくなってしまったり、きめ細かな温湿度の調節ができないなど、資料に与える長期的な影響が懸念されます。

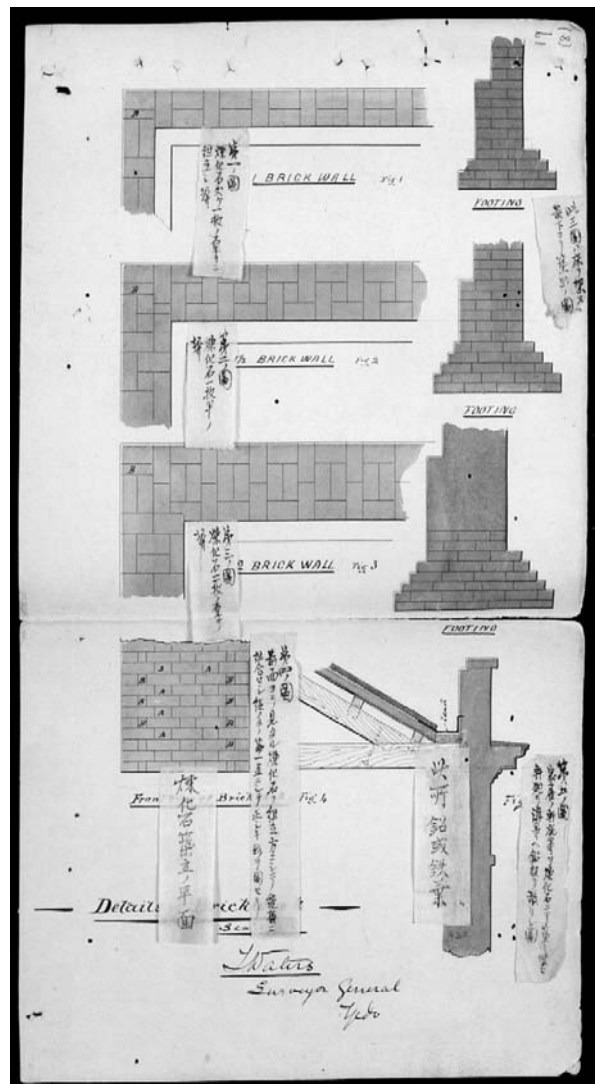
そこで今後は、原本を保存容器等に収納するなど、良好とはいえない書庫環境の影響を軽減するような手立てを講じる必要があります。

そこで今年度からは全館的な組織として史料保存グループを立ち上げ、史料保存環境の維持管理と向上策を、係の枠を越えて協力して実施する体制を整えたところです。

今後このグループを中心に、文化財指定公文書だけでなく、所蔵資料全体の保存環境向上を図っていきたく考えています。

一方、文化財指定時には未整理であった文書や、その後都庁各局から引き継がれた文書の中に含まれる東京府・東京市の公文書についての取扱が今後の課題となっています。

先人の努力により今日まで伝えられてきた貴重な歴史的公文書を後世に伝えるために、適切な保存環境を整えるとともに、それらの公文書が持つ豊富な内容を、より多くの都民に紹介し、利用に供していくためにも、公文書が文化財に指定されたことの意義は大きいと言えます。



銀座煉瓦街を設計したお雇い外国人トーマス・ウォートルス自筆の「煉瓦建築方法図面」（東京府文書『建築事務御用留 甲』）

2009/07

名 称：東京府及び東京市関連行政文書

指 定 番 号：平15有第三号

指 定 年 月 日：2004.03.10（平成16.03.10）東京都指定文化財

種 別：有形文化財（歴史資料）

員 数：33,042点

年 代：慶応4年（1868）～昭和18年（1943）

指 定 理 由：

慶応4年（1868）から昭和18年（1943）までの近代の首都東京の形成過程や基本政策を知り得る重要な資料である。のみならず、関東大震災の復興過程、また、学校史、社史編纂に必要な各機関・法人の設立・活動等を示す資料も多数含まれ、東京における社会、経済等歴史上重要な事象に関する遺品であり、学術的価値が高い。

各文書の内容は、当時の行政組織とその事務分掌に基づいた類別名による編纂がなされ、この編纂方法に文書保存年限制が加わり、均質な内容が継続的に残されている系統的な資料である。

以上のとおり東京府、東京市行政文書は近代東京における歴史・文化を知り得る貴重な一括資料である。